

令和2年度 愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金について

(一社)愛媛県観光物産協会では、愛媛県への送客を目的とした旅行商品の造成を予定する旅行会社及び観光素材を扱うメディア等の現地視察・取材等について、次のとおり助成を行いますのでご利用ください。

1 助成要件

次の条件を全て満たす現地視察・取材等が対象となります。

- (1) 令和2年7月1日から令和3年2月28日までの間であること。
- (2) 愛媛県内に宿泊し、愛媛県内の観光施設・体験プログラム等の視察・取材等を目的とするもの。
- (3) 参加者は、助成対象期間内において、旅行会社及びメディア等の1事業者2名までとすること。

2 助成金の額

事業所所在地	1人当たり限度額	助成対象経費(実費)
四国内(愛媛県を除く)	20,000円	<ul style="list-style-type: none">● 愛媛県への視察に必要な以下の経費を対象とする。<ul style="list-style-type: none">・旅費交通費(航空券代、鉄道・バス運賃、レンタカー代、ガソリン代、有料道路代等)・愛媛県内での宿泊費・施設入場・体験料 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none">・宿泊費に含まれない飲食代は助成対象外・愛媛県以外の現地視察・取材等を兼ねる場合は、観光施設等の利用割合を旅費交通費に乗じて助成対象とする・原則松山空港を利用することとし、往路または復路のいずれか一方について松山空港発着以外の空路を利用した場合は、当該区間について実費の半額を助成対象とする・予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了する
中国地方	30,000円	
その他(国内)	50,000円	
松山空港 直行便のある国外	100,000円	
その他の国外	150,000円	

※1人当たりの単価については、対象経費の総額を参加者数で除したものの(100円未満は切り捨て)とする

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が指定する着地型旅行商品を行程に含む場合は、1人当たり限度額に5千円を加算する

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可

3 助成金の交付対象者

- ・旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている県外旅行会社
- ・愛媛県の観光素材を扱うメディアの内、特に必要と認める者
- ・日本国内への送客や取材、記事掲載等の実績がある国外の旅行会社及びメディア

4 助成金の申請時に必要なもの

- ①助成金交付申請書(様式第1号)
- ②造成を予定している旅行商品の概要や取材の趣旨・目的等が分かるもの
- ③視察にかかる費用見積明細書・積算書

5 事務局(お問合わせ先)

(一社)愛媛県観光物産協会 観光部(担当:工藤・井口・鶴久森)

〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1

TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222

E-mail:kudo@iyonet.com